

第51回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

I. 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (5) 財産および損益の状況の推移
 - (8) 主要な事業内容ならびに主要な営業所および工場
 - (9) 使用人の状況
 - (10) 主要な借入先および借入額の状況
 - (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社役員に関する事項
 - (2) 責任限定契約の内容の概要
 - (3) 補償契約の内容の概要等
 - (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
 - (6) その他会社役員に関する重要な事項
 - (7) 社外役員に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 業務の適正を確保するための体制についての決議等の概要
および当該体制の運用状況の概要
7. 会社の支配に関する基本方針
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

Ⅱ．連結計算書類

- 1．連結株主資本等変動計算書
- 2．連結注記表

Ⅲ．計算書類

- 1．株主資本等変動計算書
- 2．個別注記表

Ⅳ．監査報告書

- 1．連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 2．計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 3．監査等委員会の監査報告書

第51期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

株式会社シャルレ

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 48 期 2023年 3 月期	第 49 期 2024年 3 月期	第 50 期 2025年 3 月期	第 51 期 (当連結会計年度) 2026年 3 月期
売 上 高 (百万円)	13,255	13,168	11,548	12,932
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	251	557	△961	△1,115
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	301	615	△934	△1,049
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△740	585	△1,012	△3,544
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△46.75	37.01	△64.51	△231.22
純 資 産 (百万円)	17,806	18,319	16,852	13,023
総 資 産 (百万円)	20,485	21,394	19,260	16,947

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第49期における親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な増加は、レディースインナー事業において、本社売却による固定資産売却益や本社移転費用などの特別利益・特別損失が発生したことによります。これにより純資産および総資産の額も第48期から増加いたしました。
3. 第50期における売上高、営業利益又は営業損失 (△)、経常利益又は経常損失 (△)、親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な減少は、レディースインナー事業、ファインバブル事業の両セグメントにおいて売上高が第49期よりも大幅に減少したことによります。これにより純資産および総資産の額も第49期から大幅に減少いたしました。
4. 第51期における売上高の増加は、スポーツウェア事業（オンヨネ株式会社）を子会社化したことによります。親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な減少は、レディースインナー事業における減損損失・倉庫閉鎖損失・商品自主回収関連損失などの特別損失が発生したことによります。また、これにより純資産および総資産の額も第50期から大幅に減少いたしました。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 48 期 2023年 3 月期	第 49 期 2024年 3 月期	第 50 期 2025年 3 月期	第 51 期 (当事業年度) 2026年 3 月期
売 上 高 (百万円)	11,967	12,083	11,076	10,691
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	100	284	△912	△1,205
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	125	331	△892	△1,165
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△724	351	△958	△3,697
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△45.72	22.19	△61.01	△241.19
純 資 産 (百万円)	16,948	17,164	15,695	11,610
総 資 産 (百万円)	19,381	20,087	18,026	14,301

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第49期における当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な増加は、本社売却による固定資産売却益や本社移転費用などの特別利益・特別損失が発生したことによります。これにより純資産および総資産の額も第48期から増加いたしました。
3. 第50期における営業利益又は営業損失 (△)、経常利益又は経常損失 (△)、当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な減少は、第49期に比べ売上高が大幅に減少したことによるものです。販売不振による棚卸資産評価損の増加、原材料価格の高騰に伴う粗利率の低下、中期経営計画を推進するためのコストの増加などにより大きな損失となりました。また、これにより純資産および総資産の額も第49期から減少いたしました。
4. 第51期における当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な減少は、減損損失・倉庫閉鎖損失・商品自主回収関連損失などの特別損失が発生したことによります。また、これにより純資産および総資産の額も第50期から大幅に減少いたしました。

(8) 主要な事業内容ならびに主要な営業所および工場（2026年3月31日現在）

①企業集団の主要な事業内容

事業区分	事業内容
レディースインナー事業	レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売
スポーツウェア事業	スポーツウェアの企画・製造・販売（スキーウェア・スノーボードウェア・アウトドアウェア・フィジカルサポートウェア）
ファインバブル事業	ウルトラファインバブル技術製品・その他の開発、製造、販売

②企業集団の主要な営業所および工場

1) 当社

本店	兵庫県神戸市中央区
営業所	池袋オフィス（東京都豊島区）、ポートアイランドオフィス（兵庫県神戸市中央区）
配送センター	埼玉配送センター（埼玉県川越市）、福岡配送センター（福岡県糟屋郡宇美町）

（注）中期経営計画における事業構造改革および物流体制の最適化方針に基づき、物流業務および運営コストの削減を図るため、2025年10月30日開催の取締役会において、埼玉配送センターの移転ならびに福岡配送センターの閉鎖を決議いたしました。なお、当該施策につきましては、2026年末頃迄に埼玉配送センターの移転を完了し、福岡配送センターを閉鎖する予定であります。

2) 子会社

オンヨネ株式会社	本社（新潟県長岡市）
株式会社TKS	本社（岐阜県岐阜市）
株式会社WATER CONNECT	本社（岐阜県岐阜市）

（注）2026年2月1日を効力発生日として、株式会社TKSを吸収合併存続会社、株式会社WATER CONNECTを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(9) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レディースインナー事業	205 (33) 名	増減なし (8名減)
スポーツウェア事業	69 (15) 名	69名増 (15名増)
ファインバブル事業	17 (6) 名	1名減 (1名増)
合 計	291 (54) 名	68名増 (8名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. レディースインナー事業の使用人数は、スポーツウェア事業へ出向している1名、ファインバブル事業へ出向している1名の合計2名を除いて記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205 (33) 名	増減なし (8名減)	46.4歳	19.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額の状況（2026年3月31日現在）

①当社

該当事項はありません。

②子会社

借入先	借入金残高
岐阜信用金庫	4百万円
株式会社第四北越銀行	319百万円
株式会社富山第一銀行	200百万円
株式会社大光銀行	50百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社WATER CONNECTの吸収合併に伴う解散

2026年2月1日を効力発生日として、株式会社TKSを吸収合併存続会社、株式会社WATER CONNECTを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,086,250株
- (3) 株主数 5,268名（前期末比 332名減少）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
林 雅 晴	1,508	10.12
有 限 会 社 G & L	1,272	8.53
有 限 会 社 L a m ' s	956	6.41
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	880	5.90
林 勝 哉	843	5.66
瀬 崎 五 葉	834	5.60
林 充 孝	805	5.40
林 宏 子	737	4.95
林 直 樹	458	3.07
林 達 哉	291	1.95

（注）持株比率は、自己株式（1,171,399株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各監査等委員である取締役との間で締結しております。

当社が各監査等委員である取締役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

「各監査等委員である取締役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社についてはすべての取締役（監査等委員である取締役を含む。）とし、子会社についてはすべての取締役および監査役としております。その保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の填補の対象は、被保険者がその職務の執行に関して行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等としております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償責任については、填補されません。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等（2026年3月31日現在）

地 位 お よ び 氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
取締役（常勤監査等委員） 吉 田 稔	—	—	—
取締役（監査等委員） 茂 永 崇	松村・茂永法律事務所	代表弁護士	当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
取締役（監査等委員） 中 西 律 子	—	—	—

②社外役員の主な活動状況

地 位 、 氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役 (常勤監査等委員) 吉 田 稔	【取締役会】 当事業年度に開催された取締役会のうち、就任（2025年6月18日付）後に開催された18回のすべてに出席し、繊維系商社における長年の実務経験や同商社の海外関連会社代表取締役を務めたことで培った企業経営に関する豊富な経験、また、監査役として監査業務に従事したことで培った財務および会計に関する知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化および経営の健全性の確保に大きく貢献しております。 【監査等委員会】 当事業年度に開催された監査等委員会のうち、就任後に開催された18回のすべてに出席し、繊維系商社における企業経営や監査業務に関する豊富な経験および知見から、適切な監査・監督を行っております。 【指名委員会・報酬委員会】 就任後、当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会に出席し、両委員会の委員長として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程における監督を主導しております。 【コンプライアンス委員会】 就任後、当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会に出席し、委員として適宜必要な発言を行っております。 【ガバナンス向上委員会】 就任後、当事業年度に開催された外部諮問機関であるガバナンス向上委員会に出席し、委員として独立性を有する社外取締役の観点から、適宜必要な発言を行っております。

地 位 、 氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役（監査等委員） 茂 永 崇	【取締役会】 当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席し、弁護士や民事調停委員等として幅広く活動してきた経験を通して培った専門的な知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化ならびにコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンス経営に大きく貢献しております。 【監査等委員会】 当事業年度に開催された監査等委員会22回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。 【指名委員会・報酬委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会に出席し、両委員会の委員として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行っております。 【コンプライアンス委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会に出席し、委員長として当社グループにおけるコンプライアンス事案の審議等を主導しております。 【ガバナンス向上委員会】 当事業年度に開催された外部諮問機関であるガバナンス向上委員会に出席し、委員長として当社におけるコーポレート・ガバナンスの強化に向けて審議等を主導しております。
取締役（監査等委員） 中 西 律 子	【取締役会】 当事業年度に開催された取締役会のうち、就任（2025年6月18日付）後に開催された18回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験や、人事、事業統合、業務改革およびDXの分野に関する知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化および経営の健全性の確保に大きく貢献しております。 【監査等委員会】 当事業年度に開催された監査等委員会のうち、就任後に開催された18回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識から、積極的な発言を行っております。 【指名委員会・報酬委員会】 就任後、当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会に出席し、両委員会の委員として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行っております。 【コンプライアンス委員会】 就任後、当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会に出席し、委員として適宜必要に応じて発言を行っております。 【ガバナンス向上委員会】 就任後、当事業年度に開催された外部諮問機関であるガバナンス向上委員会に出席し、委員として独立性を有する社外取締役の観点から、適宜発言を行っております。

(参考) 指名委員会および報酬委員会

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の指名および報酬等の妥当性を確保べく、審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会と報酬委員会を設置しております。両委員会は、委員の過半数を占める独立社外取締役3名のほか、代表取締役社長および業務執行取締役1名で構成されており、各委員長は独立社外取締役より選任しております。

(参考) コンプライアンス委員会

当社は、当社グループの取締役・使用人および取引先等による不正行為の抑止等を図るとともに、社会的信頼の維持およびコンプライアンス態勢を確立するために、コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、独立社外取締役3名で構成されており、定期開催（四半期に1回）に加え、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンス態勢に関する状況の確認、不正行為の疑いがある事案の事実関係の調査・審議を行い、適宜、取締役会へ報告・意見具申することを責務としております。

(参考) ガバナンス向上委員会

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実（経営の透明性・公正性）を図ることで、社内体制の強化を図るとともに、対外的にもコーポレート・ガバナンスの強化に取り組む姿勢をアピールすることで企業としての信頼感・安心感を醸成することを目的として、外部諮問機関としてガバナンス向上委員会を設置しております。同委員会は、独立社外取締役3名で構成されており、定期開催（四半期に1回）に加え、必要に応じて臨時に開催し、コーポレート・ガバナンス意識向上のための提言および助言を行うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するヒアリングや、取締役会および経営会議等の会議体をモニタリングし、相互に意見交換を行っております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に向けたコーポレート・ガバナンス意識の向上のための教育プログラムの策定および研修を実施しております。

(参考) 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の研鑽・研修の方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対して必要な研鑽および研修の機会を設け、それらに要する費用を負担しております。

具体的には、業務執行取締役に対して、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスのみならず、企業経営やサステナビリティ等を含めた上場企業の取締役としての役割・責務を果たすために必要な知識を習得する機会として、社外セミナーへの参加に対して当社が費用を負担したり、弁護士等の外部専門家による法令等に関する研修会を開催したりするなどし、研鑽および研修の機会を設けております。

また、社外取締役を招聘する際には、当社の基本理念を理解いただき、事業概要、事業計画等について説明するとともに、当社に関する知識を深める目的で、継続的に各事業部門の責任者からの説明や現場視察等を行える機会を設け、社外取締役としての役割・責務を果たせるように支援しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

海南監査法人

(2) 継続監査期間

3年間

(3) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員：坂東和宏、松井勝裕

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
②当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. ①の金額は、すべて、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額であります。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(5) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度の監査計画における監査時間および報酬額の見積りの算出根拠の相当性を確認し、また上場企業の監査報酬水準との比較においても乖離はなく適正な水準であると考え、当事業年度の会計監査人の報酬額については妥当であると判断し、同意しております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです（以下の引用における「委嘱者」は当社を指し、「受嘱者」は会計監査人を指します。）。

「会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、100百万円または受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。」

(8) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(9) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決議等の概要および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議等の概要

当社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりです。（最終改正2021年6月23日）

①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、コンプライアンス行動基準を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社の取締役および使用人に徹底しております。また、法令、企業倫理、社会規範等を尊重するとともに、反社会的勢力との関係断絶等を遵守するための基本的事項を「コンプライアンス規程」に定めております。

監査等委員である取締役（すべて独立社外取締役）で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性および透明性を高めたガバナンスの強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組んでおります。

取締役および使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合の具体的な対応は「コンプライアンス相談・申告要領」に定めております。相談・申告窓口として、社内外に「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。その相談・申告された内容は、「コンプライアンス委員会」による調査を通じて、取締役会が違法行為の停止や再発の防止等の是正措置を図る体制をとっております。

取締役および使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、定期的なコンプライアンス教育を実施しております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書および関連資料等）に関する文書等（電磁的記録を含む。）は、社内規程（「文書管理規程」、「企業機密管理規程」、「情報処理システム管理規程」等）に従い、適切に保存および管理しております。また、閲覧・謄写の必要性がある場合は、必要な関係者が閲覧・謄写できる体制にしております。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスク管理部門が当社の予見されるリスク情報の管理を行い、リスクの未然防止に努めております。また、リスクの定義や管理体制等については、経営環境の変化に対応し、適時見直しを行っております。

経営上の重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指示のもと、対策本部を設置し、業務執行取締役および当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の確認・把握をした上で、対応策を検討し、リスクの最小化、収束に努める体制にしております。

災害や事故等の緊急事態の発生における事業継続計画（BCP）を定め、事業活動の継続や早期の再開ができる体制にしております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、業務執行取締役ならびに各部門長にて策定した当社および子会社（以下、当社グループ）の経営方針や経営計画、年度予算等を承認しております。業務執行取締役ならびに常勤監査等委員である取締役は、経営会議に出席するとともに、全社の業務計画や業績等の進捗を把握し、改善策を検討した上で、四半期単位にて取締役会に報告しております。

社内規程（「組織規程」、「稟議規程」等）において、業務執行取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に職務の執行が行える体制にしております。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の統制・管理における適正化を図り、当社グループの利益を向上させるとともに、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「グループ企業管理規程」を定めております。

当社は、子会社の事業計画、業績、業務の進捗およびその他の重要な情報については、定期的に担当取締役より当社の取締役会に報告を行うとともに、必要に応じて子会社の取締役より業務執行状況を当社の取締役会に報告を行う体制にしております。

当社は、子会社のコンプライアンス態勢、重要情報の保存・管理体制、リスク管理体制等について、当社の社内規程に準じて子会社が規程を定め、運用することで、企業グループの統制・管理を行うことにしております。

当社の内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査手続を実施し、当社の代表取締役社長が監査状況を取締役に報告するものとしており、企業グループの内部統制の効率性と有効性を確保する体制にしております。

当社の監査等委員会は、必要に応じて会計監査人や内部監査部門と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関する監査を行える体制にしております。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき体制として、内部監査部門内に監査等委員会事務局を設置しております。

監査等委員会は、「監査等委員会規則」に基づき、監査等委員会の職務を補助する使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社グループ全体の情報を収集し、監査等委員会に報告できるようにしております。

⑦取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は「監査等委員会規則」に基づき、その独立性を確保し、監査等委員会から受けた指示に関して、取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。

監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動については、監査等委員会の同意を必要としております。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務評価等は常勤監査等委員である取締役が行い、監査等委員会に報告しております。

⑧当社の監査等委員会への報告をするための体制

当社の監査等委員会は、事業の報告等について、当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および監査役、使用人より報告を受けられる体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、当社グループの重要な会議へ出席できるようにしております。

当社の監査等委員会は、当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および監査役、使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合は、報告を受けられる体制をとっております。

⑨当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および監査役、使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを「監査等委員会規則」に定めております。

⑩当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社が負担いたします。

⑪その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、監査等委員会の監査の実効性を高めるために、定期的に会計監査人および内部監査部門と意見交換を行う体制にしております。

監査等委員会は、事業課題や監査体制等について、必要に応じて代表取締役社長と意見交換をしております。

当社は、監査等委員会が監査等委員会の職務を補助する使用人に対して監査に必要な調査を求めることができ、必要に応じて、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制にしております。

⑫財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準に基づき、関連規程等を整備するとともに、代表取締役社長が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制ならびにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制等についての運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンスに関する体制

「コンプライアンス基本指針」や「コンプライアンス行動基準」は社内ポータルサイトに掲載し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）や使用人に対して常に閲覧できるようにしております。また、当社に関わるビジネスメンバーや取締役（監査等委員である取締役を含む。）、使用人に対して、ビジネス活動におけるモラルやルール、法令遵守などの行動基準を示した「シャルレ行動規範」においても、周知徹底に努めております。

独立社外取締役を構成員としたコンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス事案の審議や進捗報告を行っております。

また、常勤の取締役および使用人を対象に社内イントラネットを活用したコンプライアンスおよび個人情報保護に関する教育を定期的実施し、法令遵守意識の向上および定着に努めております。

さらに、法令や規程違反等の早期発見および未然防止を目的に、当社グループ内にホットライン制度（内部通報制度）を導入し、社内外にコンプライアンス相談窓口を設置しております。申告・相談があった場合は、コンプライアンス委員会にて調査を行い、当該調査結果を取締役会に報告する運用を行っております。

②リスク管理に関する体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、総務部門が、経営上のリスク等の管理を統括し、定期的に総務部門部長および常勤の取締役等に報告するとともに、適切かつ迅速に対応しております。また、顕在化した経営上の重大なリスクについては、常勤の取締役や関係部署による情報の共有化や対応策の検討を行い、代表取締役社長指示のもとリスクの最小化・収束に努めております。

事業継続計画（BCP）については、災害発生時などの緊急事態における社内体制のルールやインフラ整備等に取り組み、事業活動の継続ならびに早期の再開を可能とする体制を構築しております。

③取締役の職務執行の効率性に関する体制

当社グループの中期経営計画や年度予算等の策定については、業務執行取締役ならびに関連部門長にて定期的に討議・審議を重ねた上で、経営会議または取締役会にて決議しております。

また、業務執行取締役が当事業年度における当社グループの業務計画や業績等の進捗確認、対応策を検討しております。また、四半期単位で取締役会にその業務や業績の進捗状況ならびに職務執行状況を報告しております。

④当社グループの企業集団における業務の適正を確保する体制

グループ企業管理規程を定め、グループ会社の統制・管理を適切に行っております。グループ会社の業績や重要な情報ならびに取締役の職務執行状況については、四半期ごとにグループ会社の取締役から取締役会に報告しております。

また、グループ会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制等は当社の社内規程に準じた規程を整備しております。

⑤監査等委員会の監査の実効性に関する体制

常勤の監査等委員である取締役は、経営会議などの社内の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門との定例的なミーティングの実施や必要に応じて関連部署の使用人にヒアリングを行うなど、適宜、情報収集を行い、監査等委員会に報告しております。

また、監査等委員会は、監査方針や監査計画に基づき、会計監査人や内部監査部門と連携を図りながら、情報共有や意見交換を行い、監査等委員会による当社グループへの執行業務や財産等に関する監査を実施しております。

さらに、監査等委員会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行い、監査等委員会の職務を補助する使用人に対して必要な調査を求めるなど、外部の有識者と随時相談が可能な体制にしております。

⑥財務報告の適正性に関する体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価の基本計画において、当社グループの内部統制評価の実施方針、評価の範囲および代表取締役社長を最高責任者とした推進体制を定めております。当該基本計画に基づき、財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの適正な利益還元を経営の重要課題として位置付けており、配当につきましては、各事業年度の業績に応じて配当性向70%程度または1株当たり年間8円配当を下限と定め、そのいずれか多い方を基準として継続的な配当を行うことを方針としており、剰余金の配当回数につきましては年1回の期末配当を基本方針としております。ただし、年間8円の配当を下限とする基準は、2025年3月期から2029年3月期までの5期間に適用されます。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款にて定めておりますが、期末配当につきましては、定時株主総会による決議を原則としております。

なお、内部留保は企業の安定性と株主利益を念頭に置き、既存事業の拡大、新規事業の開拓や提携など企業価値向上のために将来投資に活用する所存で、同時に資本効率の向上と株式需給調整の観点から株主資本の充実度合いとキャッシュ・フローの状況に応じて自己株式の取得も検討してまいります。

(参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社が定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の客観性や透明性を高めるとともに、迅速かつ適正な意思決定につながる企業経営を追求してまいります。そして、当社グループの経営方針に基づき、お客さま、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

(参考) 関連当事者の取引に関する手続

当社のコーポレートガバナンス基本方針に則り、関連当事者の取引については、事前に取り締役会の承認を得なければならないものとし、取締役会が監視しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	100	8,398	8,584	△216	16,865
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△124		△124
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△3,544		△3,544
自 己 株 式 の 取 得				△257	△257
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					
非支配株主に帰属する 当 期 純 利 益					
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	△3,669	△257	△3,927
2026年3月31日残高	100	8,398	4,914	△474	12,937

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日残高	△77	64	△12	－	16,852
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△124
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△3,544
自 己 株 式 の 取 得					△257
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減				58	58
非支配株主に帰属する 当 期 純 利 益				5	5
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	18	15	33	0	34
当連結会計年度中の変動額合計	18	15	33	65	△3,828
2026年3月31日残高	△58	79	21	65	13,023

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称 オンヨネ株式会社、株式会社TKS、株式会社WATER CONNECT

オンヨネ株式会社は当連結会計年度において、株式の96.43%を取得し連結子会社としました。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日との差は3か月以内であるため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②商品及び製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～50年

構 築 物 5年～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年または10年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、主として賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

レディースインナー事業においては、レディースインナーを中心とする衣料品、化粧品、健康食品等の卸売販売を、スポーツウェア事業においてはスポーツウェアの製造・販売を、ファインバブル事業においてはシャワーヘッド製品等の製造・販売を主な事業としており、このような商品及び製品の販売については引渡し時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は顧客との契約において約束した対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で算定しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月で受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社では、レディースインナー事業、スポーツウェア事業及びファインバブル事業を営んでおり、主な財またはサービスの種類は、レディースインナー等を中心とする衣料品、化粧品、健康食品や、スキーウェア・スノーボードウェア・アウトドアウェア・フィジカルサポートウェアなどの衣料品及びシャワーヘッド製品等であります。またそれぞれの事業の売上高は、レディースインナー事業106億56百万円、スポーツウェア事業18億16百万円（セグメント間の内部売上高0百万円を含みます。）、ファインバブル事業5億20百万円（セグメント間の内部売上高96百万円を含みます。）であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	112百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	908
契約負債（期首残高）	290
契約負債（期末残高）	280

契約負債は、主に商品の引渡前に前受金として顧客から受け取った金額の残高と、レディースインナー事業の当社の代理店が代理店契約から購入した売上額をポイントとして累積し、ポイントが一定の基準に達する度に報奨金の支払いを行う制度を運用しており、その累積の達成がまだ行われていない金額で、期末時点において履行義務が充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識にともない取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、114百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が10百万円減少した主な理由は、当社及び連結子会社の前受金の減少によるものであります。

返品条件付きで販売している商品については、顧客は返品権を有しているため、収益を認識する際に返品されると見込まれる部分については収益を認識せずに、返金負債及び返品資産を認識することとしております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用しており、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及びレディースインナー事業の当社代理店の売上額を累積したポイントに対して報奨金を支払う制度については、注記の対象に含めておりません。なお、当該累積ポイントは10年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 税効果会計

当社グループは、繰延税金資産及び繰延税金負債の見積りについて、レディースインナー事業においては、かねてからの課題である訪問販売員の高齢化による活動鈍化やビジネス稼働人数の低下、新規ビジネス参画者の減少などによる業績低迷からの改善が遅れており、需要の低下は今後も継続すると仮定しております。そのため課税所得の見積りが今後も一定程度減少する見込みとしているため、回収不能またはスケジュールリング不能と判断した繰延税金資産に対して評価性引当額を設定し、繰延税金資産を計上しております。またスポーツウェア事業においては、繰延税金資産の回収可能性は、事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積り等に基づいて判断しており、将来課税所得を減算できる可能性が高いと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しています。

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっており、今後の業績の推移やその影響範囲等は大きく変動する可能性があります。当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額は次のとおりです。

繰延税金資産	32百万円
繰延税金負債	434百万円

2. 退職給付会計

当社グループは、従業員の大多数を対象とするいくつかの退職金制度を有しており、当社においては、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型）における、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれており、当社グループとしては使用した数理計算上の仮定は妥当なものとして判断しておりますが、仮定自体の変更により、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用に重要な影響を与える可能性があります。

割引率に関しては国内社債の利回りに基づいて設定しております。2026年3月31日時点における、国内社債のうち満期までの期間が、予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としており、当連結会計年度末における割引率は2.0%であります。

年金資産の長期期待運用収益率に関しては、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産の過去の運用実績率や現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。当連結会計年度末における長期期待運用収益率は2.7%であります。これらの基礎率は退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用に重要な影響を及ぼす可能性があります。当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額は次のとおりです。

退職給付に係る資産	1,252百万円
退職給付に係る負債	164百万円
退職給付費用	69百万円

3. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

項目	金額
減損損失	2,348
有形固定資産	1,743
無形固定資産	51
長期前払費用（投資その他の資産 その他）	57

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社グループは、会社ごとの事業単位別にグルーピングを行っております。株式会社シャルレにおけるレディースインナー事業にて、業績が計画を下回る状況にあることや現在の事業環境における収益性や今後の業績見通しなどを勘案し、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額については使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画に基づき、将来の不確実性を考慮して見積もっております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。

②主要な仮定

不動産鑑定評価額には原価法が適用され、主要な仮定は土地・建物の価格であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の判断に用いた主要な仮定は合理的と認識しております。

しかし、市場環境の変化等により不動産鑑定評価額等が低下した場合等、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、固定資産の減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定 期 預 金	140百万円
建 物	149百万円
土 地	315百万円
計	604百万円

(2) 担保に係る債務

長 期 借 入 金	219百万円
計	219百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 4,185百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 16,086,250株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び株式数 普通株式 1,171,399株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	124	利 益 剰余金	8	2025年3月31日	2025年6月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
以下のとおり、付議する予定であります。

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	119	利 益 剰余金	8	2026年3月31日	2026年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引についてはリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。また連結子会社については一部必要な資金に関して銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。有価証券及び投資有価証券である債券、投資信託及び株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主に現金取引であるため売掛債権は少額であります。売掛債権が発生した場合は、ビジネスメンバー管理規程に従い、営業推進部が代理店の状況をモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理しているため、信用リスクは僅少であります。連結子会社では、担当部門が、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他有価証券の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた資金運用規程に基づき、取締役会で承認された資金運用方針に従い、コーポレートサービス部が取引及び管理を行い、残高照合等も行っております。取引実績及び残高は、時価も含めコーポレートサービス部から担当取締役月に月次で報告しております。

連結子会社では資金運用はしていませんが、投資有価証券である株式は、連結子会社が保有しており、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、重要事項については連結子会社の取締役会に報告することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時 価（*1）	差 額（*1）
(1) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,408	3,408	－
(2) 社債（*2）	(115)	(115)	－
(3) 長期借入金（*3）	(224)	(224)	－
(4) 長期未払金	(144)	(128)	(△15)
(5) リース債務（*4）	(325)	(321)	(△4)

現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）1年以内償還予定の社債を含めております。

（*3）1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

（*4）1年以内返済予定のリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

区 分	時 価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
社 債	－	2,975	－	2,975
株 式	96	－	－	96
その他（投資信託）	－	336	－	336
資産計	96	3,311	－	3,408

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。株式は、上場株式であり活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。投資信託は、非上場投資信託であり、活発な市場がないことから公表されている基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
社債	－	115	－	115
長期借入金	－	224	－	224
長期未払金	－	128	－	128
リース債務	－	321	－	321
負債計	－	790	－	790

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府大阪市北区に賃貸マンション（土地を含む）を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は18百万円（賃貸収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
810	827

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 時価は、社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書等に基づく金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 873円21銭

1株当たり当期純損失 231円22銭

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、オンヨネ株式会社の株式を取得することを決議し、同年5月22日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

なお、オンヨネ株式会社は、当社の特定子会社に該当しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：オンヨネ株式会社

事業の内容：スポーツウェアの企画・製造・販売

(スキーウェア・スノーボードウェア・アウトドアウェア・フィジカルサポートウェア)

(2) 企業結合を行う主な理由

オンヨネ株式会社は、スノーウェアを中心とする各種スポーツウェアの企画・製造・販売を行っており、同分野や健康関連分野で培われた優れた技術力、商品開発力、マーケティング力等のノウハウを有しております。そのノウハウを活かし、当社チャネルでの健康関連分野の新たな商品投入を行うことでシナジーを実現し、グループ収益を拡大できると考えております。

(3) 企業結合日

2025年5月22日（みなし取得日は2025年5月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

96.43%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年6月1日から2026年1月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,477百万円
取得原価		1,477百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等：13百万円

5. 負ののれん発生益の金額、発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

111百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

流動資産	1,853 百万円
固定資産	615 百万円
資産合計	2,468 百万円

流動負債	328 百万円
固定負債	412 百万円
負債合計	740 百万円

7. 支払資金の調達及び支払方法

本株式取得の資金については、自己資金により充当しております。

(その他の注記)

(減損損失に関する注記)

会計上の見積りに関する注記 3. 固定資産の減損に記載の通りであります。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月 1 日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2025年4月1日残高	100	4,897	3,500	8,398	650	8,900	△2,058	7,491	△216	15,772
当事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△124	△124		△124
当 期 純 損 失							△3,697	△3,697		△3,697
自 己 株 式 の 取 得									△257	△257
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)										
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△3,822	△3,822	△257	△4,080
2026年3月31日残高	100	4,897	3,500	8,398	650	8,900	△5,880	3,669	△474	11,692

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	△77	△77	15,695
当事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△124
当 期 純 損 失			△3,697
自 己 株 式 の 取 得			△257
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△4	△4	△4
当事業年度中の変動額合計	△4	△4	△4,084
2026年3月31日残高	△81	△81	11,610

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(計算書類作成のための基本となる重要な事項)

重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②商 品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3 年 ～ 50 年

構 築 物 5 年 ～ 20 年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年または10年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- ③移転損失引当金 倉庫の移転集約に備えるため、将来発生が見込まれる額を計上しております。
- ④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

レディースインナー事業においては、レディースインナーを中心とする衣料品、化粧品、健康食品等の卸売販売を主な事業としており、このような商品の販売については引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は顧客との契約において約束した対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で算定しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月で受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、レディースインナー事業を営んでおり、主な財またはサービスの種類は、レディースインナー等を中心とする衣料品、化粧品、健康食品等であります。またそれぞれの売上高は、衣料品類74億95百万円、化粧品類19億65百万円、健康食品類9億4百万円、その他2億91百万円であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 税効果会計

当社は、繰延税金資産及び繰延税金負債の見積りについて、かねてからの課題である訪問販売員の高齢化による活動鈍化やビジネス稼働人数の低下、新規ビジネス参画者の減少などによる業績低迷からの改善が遅れており、需要の低下は今後も継続すると仮定しております。そのため課税所得の見積りが今後も一定程度減少する見込みとしているため、回収不能またはスケジューリング不能と判断した繰延税金資産に対して評価性引当額を設定し、繰延税金資産を計上しておりません。繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっており、今後の業績の推移やその影響範囲等は大きく変動する可能性があります。当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度に係る個別計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。当事業年度に係る個別計算書類に計上した額は次のとおりです。

繰延税金負債	397百万円
--------	--------

2. 退職給付会計

当社は、従業員の大多数を対象とするいくつかの退職金制度を有しており、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型）における、前払年金費用、退職給付引当金及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれており、当社としては使用した数理計算上の仮定は妥当なものと判断しておりますが、仮定自体の変更により、前払年金費用、退職給付引当金及び退職給付費用に重要な影響を与える可能性があります。

割引率に関しては国内社債の利回りに基づいて設定しております。2026年3月31日時点における、国内社債のうち満期までの期間が、予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としており、当事業年度末における割引率は2.0%であります。

年金資産の長期期待運用収益率に関しては、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産の過去の運用実績率や現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。当事業年度末における長期期待運用収益率は2.7%であります。これらの基礎率は前払年金費用、退職給付引当金及び退職給付費用に重要な影響を及ぼす可能性があります。当事業年度に係る個別計算書類に計上した額は次のとおりです。

前払年金費用	1,153百万円
退職給付引当金	103百万円
退職給付費用	18百万円

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の個別計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

項目	金額
減損損失	2,348
有形固定資産	1,232
無形固定資産	46
長期前払費用（投資その他の資産　その他）	12

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社は、事業単位別にグルーピングを行っております。レディースインナー事業において、業績が計画を下回る状況にあることや現在の事業環境における収益性や今後の業績見通しなどを勘案し、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額については使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画に基づき、将来の不確実性を考慮して見積もっております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。

②主要な仮定

不動産鑑定評価額には原価法が適用され、主要な仮定は土地・建物の価格であります。

③翌事業年度の個別計算書類に与える影響

固定資産の減損の判断に用いた主要な仮定は合理的と認識しております。

しかし、市場環境の変化等により不動産鑑定評価額等が低下した場合等、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、固定資産の減損損失が発生し業績に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額
(減損損失累計額を含む) 3,113百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
営業取引による取引高
仕入高 89百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数 普通株式 1,171,399株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

商 品	397百万円
税務上の繰越欠損金	1,215百万円
賞 与 引 当 金	25百万円
未 払 金	116百万円
契 約 負 債	65百万円
退 職 給 付 引 当 金	76百万円
減 損 損 失	763百万円
そ の 他	96百万円

繰 延 税 金 資 産 小 計 2,756百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △1,215百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △1,540百万円

評 価 性 引 当 額 小 計 △2,756百万円

繰 延 税 金 資 産 合 計 ー

繰延税金負債

前 払 年 金 費 用 △397百万円

繰 延 税 金 負 債 合 計 △397百万円

繰 延 税 金 負 債 の 純 額 △397百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 778円47銭

1株当たり当期純損失 241円19銭

(企業統合等関係)

(取得による企業結合)

連結計算書類の、企業結合等関係 取得による企業結合に記載の通りであります。

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社からの配当金受領)

当社は、2026年4月16日開催の取締役会にて連結子会社より配当金を受領することを決議し、株式会社 T K S の2026年4月28日株主総会にて剰余金の処分が決議されました。これにより、当社の2027年3月期の個別決算において、受取配当金1,000百万円を営業外収益に計上いたします。なお、連結子会社からの配当金であるため、2027年3月期の連結業績に与える影響はありません。

	配当金 (百万円)	株主総会決議日	受領日
株式会社 T K S	1,000	2026年4月28日	2026年5月1日
計	1,000		

(その他の注記)

(減損損失に関する注記)

会計上の見積りに関する注記 3. 固定資産の減損に記載の通りであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 シャルレ
取締役会 御 中

海南監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士 坂 東 和 宏
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松 井 勝 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シャルレの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャルレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 シャルレ
取締役会 御中

海南監査法人
大阪事務所
指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 東 和 宏
指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 勝 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャルレの2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 取締役の選解任等および報酬等に関して

第51回定時株主総会に上程されている監査等委員である取締役以外の取締役の選任議案及び当事業年度における監査等委員である取締役以外の取締役の報酬については、いずれも相当であり、当監査等委員会としては指摘すべき事項はございません。

2026年5月14日

株式会社シャルレ 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 田 稔 ㊞

監 査 等 委 員 茂 永 崇 ㊞

監 査 等 委 員 中 西 律 子 ㊞

以 上